

行政刷新会議事業仕分け議事録 (内閣府行政刷新会議HPによる)

行政刷新会議ワーキンググループ

「事業仕分け」 WG－B

日 時：平成 22 年 5 月 24 日（月）16：40～17：30

項目番号：B－41

項 目 名：指定講習事業

法 人 名：（財）理容師美容師試験研修センター

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：菊田衆議院議員、寺田衆議院議員、亀井参議院議員、市川評価者、木下評価者、
福嶋評価者、水上評価者、南評価者

説明者：厚生労働省 上田健康局長、松岡健康局生活衛生課長

(財)理容師美容師試験研修センター 荒賀理事長、松浪専務理事

全日本美容生活衛生同業組合連合会 藤原副理事長 ((財)理容師美容師試験研修センター指定講習会企画運営委員会委員)

全国理容生活衛生同業組合連合会 堀中央名誉講師

改革推進部局：内閣府公益法人行政担当室 新井参事官

○熊谷進行役 ただいまから、理容師美容師試験研修センターの行っている指定講習事業について、仕分けの作業に入らせていただきます。御説明を5分程度でお願いいたします。

○説明者(厚生労働省) 生活衛生関係営業を担当しております健康局長でございます。

理容・美容・クリーニング・飲食業などは国民生活に密着したサービスを提供する一方、衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制のもとで活動しております。これらは零細企業が大部分ですが、商店街や住宅地などでまちを活性化し、地域住民の生活に潤いを与える役割を担っております。これから担当が説明いたしますが、本日はそれぞれの業界の方も参加しておりますので、現場の声も聞いていただければ幸いです。

○説明者(厚生労働省) それでは、管理理容師・美容師の指定講習事業について御説明したいと思います。資料につきましては、120ページをお開きいただければと思います。そこからがこの指定講習事業でございますけれども、恐縮でございますけれども、まず、この指定講習事業を実施しております理容師美容師試験研修センターの説明につきまして、122ページをお開きいただければと思いますが、122ページの上の部分でまず御説明させていただきたいと思います。

この研修センターでございますけれども、理容師・美容師の試験事務・登録事務と指定講習事業と2つ行っております。理容師・美容師は厚生労働大臣免許の国家資格でございまして、厚生労働大臣の指定を受け、当センターが試験事務、登録事務を実施しております。受験者は年間約3万人でございまして、近年、減少傾向にございます。また、管理理容師・美容師の講習事業を都道府県知事の指定を受けまして当センターで実施しております。

続きまして、指定講習事業についての説明でございます。122ページの下の部分を見ていただければと思います。理容師・美容師法に基づきまして、2名以上の理容師、または美容師がいる理容所・美容所は、高度な衛生知識を備えた管理者を置くことを義務づけております。3年以上の実務経験を持つ理容師・美容師を対象に、管理理容師・美容師講習事業を実施しております。都道府県知事が講習を実施する能力のある法人を指定し、講習事業を実施しているところであります。京都の美容師の場合を除きまして、他の都道府県は当センターを指定しております。

続きまして、管理理容師・美容師制度についての説明をさせていただきたいと思います。123ページ

ージの上の部分をお開きいただければと思います。昭和 40 年代に、この理容業・美容業の衛生水準を高める必要性から、業界の要望が高まりまして、立法措置によりまして、昭和 43 年からこの制度が導入されております。

趣旨としては、衛生水準確保のためには、保健所の立入検査等では限界がありまして、理容所等が自ら衛生管理を行うことが重要でありまして、特に複数の理容師等がいる場合には、理容所等の全体の衛生管理を確保するためには、管理的な立場に立って経験の浅い人を指導できる人が必要であると。ということで、より専門的、就業経験に即した衛生管理の知識、業務と感染症のかかわり方、衛生管理計画の策定などを習得できる講習を実施しております。このように複数の人が働いているところで、管理する理容師等を明確にして、店舗としての一体的な衛生管理を行うこととしておるところでございます。

続きまして、120 ページにお戻りいただければと思いますが、講習の内容、講習料についての説明をさせていただきたいと思っております。講習の内容につきましては、制度内容の欄に書いておりますけれども、公衆衛生 4 時間、理容所等の衛生管理のあり方 14 時間を 3 日間で実施し、講習効果があった方には修了証を交付しております。補足事項の欄にございますが、受講者数は年間約 1 万人で、受講料は 1 万 8,000 円でございます。

人件費は 36% 程度でございまして、年間の講習事業の予算は、コストの欄にございますが、平成 22 年度で約 2 億円、国の補助は入っておりません。

続きまして、121 ページをお開きいただければと思います。実績等について御説明させていただきます。受講状況の動向につきましては、成果実績の欄にございますが、その年の研修受講者数約 1 万人を新規免許登録者数で割った数値で傾向を見ますと、44% 程度で推移しております。ただし、受講者数を新規開店者数で割りますと 9 割で、ほぼカバーをしているところでございます。

当センターで講習事業を行う意義といたしましては、自己評価の欄に書いてありますが、理容師等の資格の登録も行っておりますので、これに合わせて、管理理容師等の講習済みの情報管理を一体的に行いまして、本人からの照会等に有用であるというのが 1 点でございます。また、統一的な教材の作成で、無駄の排除、質の確保を図れるというのが 2 点目でございます。更に、受講者数が少ない県でも、本センターの実施により共同開催、他県で開催している講習を受けるなど利便性が高いといったことがございます。

続きまして、センターの改革案ということで、123 ページの下の欄をお開きいただければと思います。この研修センターの改革案ということで示しておりますが、試験や講習の受講者が少子化の影響等で減少している中で、国庫からの補助がなく、受験料、受講料のみで費用を賄う必要性がありますから、料金になるべく上がらないようにするため、組織、職員のスリム化に努力しております。このため、地域組織のブロック化、職員の削減等による人件費のコストダウンを図っております。

厚労省の O B の役員につきましては、常勤 2 名、非常勤 4 名を、現在、それぞれ 2 名、2 名としておりまして、更に、本年 5 月までに公募で選定することとしております。

このほか、講習事業の内容の充実、コスト削減の徹底に努める考えでございます。

公益法人のシート、124 ページには法人の現状と改革の取り組みの詳細を記しているところがございます。

以上でございます。

○熊谷進行役 それでは、改革推進担当のお考えをお示してください。

○改革推進部局 ただいま御説明ございましたとおり、管理理容師・管理美容師は、従業員2名以上の事業所に法律上義務づけられている資格でございます。当センターはそのための講習会を実施しているということでございます。

しかしながら、今お話があったとおり、その講習の主要な内容は、公衆衛生関係及び理容所・美容所の衛生管理ということでありまして、およそすべての事業所の理容師・美容師に関するものではないか、就業者2名以上の事業所に限定して資格を義務づけているということで、この講習でもたらされる高度な衛生知識とは何であるか、これを有する者を置く必要があるのか、そういったところにつきまして、受講者の負担とのバランスにおいてどう考えるか御議論いただきたいと思っています。

○熊谷進行役 それでは、主な論点を取りまとめの寺田議員からお示しいたします。

○寺田衆議院議員 午前中からも続いていますけれども、検定、講習、資格等々のことについての議論になると思います。勿論、税金は入っておりませんが、法律によって義務づけられている、いわゆる講習という形で、特定の業界の方には、これが通らなければ新しいお店を出せないというような場合もあると。果たして国がこういうのを義務づけていることが正しいのかどうか、その講習自体がではどのようになっているのかどうかということを御議論いただきたいと思っています。

○熊谷進行役 それでは、御議論をお願いいたします。

なお、終了目途を17時15分、ここは40分タムですので、よろしくお願いいたします。

○菊田衆議院議員 お伺いしますけれども、指導的立場にある人が新たに習得すべき高度な専門知識とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） 指導的な立場の方といたしましては、まず最初に、養成校におきまして座学でいろんな感染症とか衛生管理について学びますけれども、やはり実務経験を積んだ上で、衛生管理、感染症を防ぐためにどうするのかといったようなことをしっかり学ぶといったこと、それから衛生管理の計画を理容所・美容所で立てる必要がございますので、そういったこと、それから職員の健康管理とかそういったこともしっかりやるようなことをすると。こういったことを実務に即した形でより専門的な形で教えるということでございます。

○菊田衆議院議員 それは理容師の資格を得るときに一緒に受ければいいのかと思ったんですが、それでは不十分であり、例えば感染症とかインフルエンザとか、そういう新しいものに対する対応なんだと、あるいは指導的な立場でいろんな経営的な指導を行っていくためのスキルなんだと、こういうことなんですけれども、もしそうだとすれば、2人以上従事している理容所や美容所だけがその対象になるのはおかしいということではないのでしょうか。本当に高度な衛生知識を維持していかなければならないということであれば、1人しかいない店舗でも必要ではないのでしょうか。

例えばインフルエンザの知識とか感染症の知識というのは、1人しか理容師さん、美容師さんがいない店舗でも、お客様の公衆衛生を守るという立場においては必要なことではないかと思うんですが。

○熊谷進行役 これは制度設計側なので、厚労省の方にお答えいただいた方がいいですね。

○説明者（厚生労働省） はい。これにつきましては、理容所・美容所で業務に携わる従業者の方が複数になりますと、やはり店舗として一体的に衛生管理をしなければいけない事項ということが多くなります。この責任体制をしっかりとすることが必要でございますので、ある意味で、この責任を持った方に衛生管理のあり方、指導をするといったような観点からも、知識を得て、それでしっかりお店の衛生管理を一体的にできるようにするということが重要であるということで、複数にしているところでございます。

○菊田衆議院議員 どうもわかったようなわからんような説明なんですけど、何を指しておられるのかちょっとよく理解できないですね。平成21年度ですと1万人の受講者があったということですが、講習効果があつた者に修了証書を交付しているということです。1万人受けて何人の方に交付書を出されたんですか。

私がお聞きしている、この試験がどんなものか、講習がどんなものかということのをちょっといろいろ聞いてみたら、ただもう寝てればいいぐらいの内容だと、果たしてこれ本当にどれだけ意味があるのかよくわからない、というような感想をお持ちの方が大勢いらっしゃったんですけども、そのこともつけ加えて、ちょっと、どれぐらい修了証書を交付されたのか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 試験センターの理事長でございます。21年度からは、従来の講習の運営方法、抜本的に改善をいたしました。特に現場でわかりやすい教材を全面的に改良したものをつくり直しまして、それをやっております。それから修了に際しては、従来は簡単な筆記試験でやっております、マル、バツで50点以上、しかも教材を見て回答ができるというようなものでありましたが、それでは、お店できちとした衛生管理、しかも高度で、管理者であり、また指導者であるわけですから、そういう能力を身につけるには、まず自分の店舗の管理の仕方がどうなっているか、衛生管理、それを率直に、この3日間のうちの最初に提出をしてもらいます。

そして、講習が終わりましたときに、必ず改善点が出ますから、それをしっかりと書いていただいて、その問題点と改善点を書き込んでいただくと。それを環境衛生監視員という資格を持った者が全部チェックして、そして十分修了効果が上げられているということであれば認定をいたしますし、不十分であれば、マンツーマンで指導して、そして改善計画の実施を変更してもらって、これなら研修効果は十分認められるというふうに、そういう実践的な衛生管理状況を書かせ、そしてそれを講義、またDVDという新しい副教材もつくりましたが、そういったこともやりながら、最後の認定に個別に判断をしていくと、そういう実践的な形を取っているわけでございます。

したがって、出席者、全課程を出席するということが必要なのと、その個別の衛生管理計画を是正をして、そして店舗で十分な衛生管理が実行できるような形にして修了認定といたしておりますので、余り修了が、欠席者以外は、修了はされないというケースは誠に少のうございます。

以上でございます。

○寺田衆議院議員 その数字を。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） では具体的に数字を申し上げますと、例えば 21 年度ですと、1 万 535 人が受講しております、この講義は 1 時間でも欠けた者は修了認定しない。

○寺田衆議院議員 数字だけ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 283 人。大体 2.5%から 2.6%の者が修了認定されておられません。

○寺田衆議院議員 その人が修了認定されない理由は、出席すべき授業に出なかったからなのか、最後の試験なのか、測定なのかで落ちたのか、どちらでしょう。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 両方ございまして、1 つは、ここに店舗の調査票があるんですが、初日にこれを配ります。それで、3 日目の午前中に、これは個人に関すること、それから店舗の器具に関すること、そういう消毒方法の全部調査をやりまして、これをもとに授業をやるわけです。それで、どの店舗もやはりどこかの点で欠けているところがありますので、その改善計画を出させる。その改善計画が正解であれば修了認定をするという、こういう仕掛けになっております。

○寺田衆議院議員 まず、講習義務が課せられているものですから、ちょっと義務の範囲を聞きたいんですけども、1 人でやっている美容師さん、理容師さんではなくて、複数の方がいるときにはこれを受けなければいけませんという立て付けになっていると思うんです。もうちょっと具体的に言うと、一人の美容師さんと一人の美容師資格のない従業員さん 2 人でやる場合も、これは講習は義務づけられているんですか。

○説明者（厚生労働省） これは、一人の理容師がいて、一人のただ手伝いの人というのには課せられていません。

○寺田衆議院議員 なぜ課せられないんでしょうか。

○説明者（厚生労働省） まず、理容師なり資格を持った人が 2 人いるという形になると、かなり、例えば髪を切ったりとか、ひげをそったりとか、そういうようなところまで 2 人でやるということになりますので、そういった形でやるという形になりますと、2 人がしっかり責任を持ってやるということが必要でございますので、その片方の人が全体の責任を持った形で指導するということができるようにするというところでございます。

それからもう一つの、お手伝いをするという方はそれほど高度なことはやらないということでございますので、そこまで課しているわけではございません。

○寺田衆議院議員 だって、一人ひとりの理容師さん、美容師さんは衛生講習の勉強を受けてやられているわけですから、それこそ、そういう知識はもう既に持たれている方がお二人いるわけですから、まさしくそういう場合には要らなくて、何も資格のない方がある場合には、それは全体を見なきゃいけないから管理をするこういう資格が必要だという立て付けならわかるんですけども、なぜそうなっているんでしょう。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 御承知のように、養成校で 2 年間学習をいたしますが、これはあくまで座学でございまして、そして、基礎的な知識を得ることがその内容にな

っておるわけですね。ただ、店舗に出ますと、やはり一般の会社でもやっているように、現任訓練というものは必要なんですね。現場に出て初めていろんな経験を積むわけでありまして、この免許制度は更新がありませんから、ずっと学校で得た知識だけでやっていくというのは非常に、ある意味で、今のように、例えば感染症の問題とか、あるいはいろんな薬物を使って、

○寺田衆議院議員 今、御説明されている話は、お一人でやられている方にも必ず適用される話ですので、ちょっとお答えになってないと思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） それは、政策論だと思います。しかし、一人ひとりの、

○寺田衆議院議員 政策論だとしたら、ちょっとお役所の方から。

○説明者（厚生労働省） 政策論として申し上げますと、まず、理容師と同等の立場を持った、髪を切ったりとか、ひげそったりとか、そういうようなところまでやる方がいる中で、片方が経験の浅い人という形になりますと、そういうことをしっかり指導する立場の人が必要であると。そういうことを衛生管理の面からも指導できるような指導的な知識を与える。指導したり管理をします。そういうことを一番主眼に与えているところでございます。

そういう意味でやっているわけですし、あと、ほかの人たちはごく簡単な仕事しかしませんので、そういった人たちについては、そういう管理理容師としての、通常の理容師としてのある意味で知識を持っておけばいいだろうということでもあります。

それからもう一つ、通常一人立ちをするということになりますと、これはどこか複数で働いているような、どこかの店で働くような就業をする機会を持って、かなり経験を積んでおられる方であるというのが通常見られるところでございます。

○寺田衆議院議員 最後に1つですけれども、今るるお話しされたことがあるから、こういう講習を受けてもらわなければだめなんだというお話なんです、実際のテキスト、コピーしたものをちょっと見させていただいたんですけれども、この中で、あるものといえば従業者の健康管理ということで、正しい食事のバランスガイドとか、その後には、健康づくりのための正しい歩き方とか、こういうたぐいの話をしているわけですね。勿論、これは一部だというお話ありますけれども、今言われた、ひげをそったり何をする人が、経験が浅い人があるから、2人以上、理容師の資格を持っている人たちが店をやる場合にはこういう資格を取らなければいけないんだ、とはいえ、ではどういう講習をしているのかといえば、まさしく今例示したような話をしていると。

そして、誰しもがほぼ例外なく、多少の例外はあるでしょうけれども、ほとんどみんなその資格を持っているということになると、本当にこの講習の義務付ける意味ってどこにあるんだろうと思うんですけれども、それは立て付け上、役所の方で。

○説明者（厚生労働省） 講習を義務付ける意味といたしましては、これは繰り返しになって恐縮ですが、やはり指導的、管理的な立場を持ってお店を一体的にしっかり管理をすることが重要であると。これは非常に大事なことでございます。特に理容師と同等の、資格を持っている方にしっかり指導できるようにする、そういうことが重要でございますので、より一段高いレベルの知識を持っておいいただくと、理容師に対してより高いレベルから指導できるようにする形で管理理容師

を置いておく必要があると、こういう形で制度を設けているわけでございます。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） ちょっと具体的に申し上げますと、今、分業体制というものがだんだん行われておりまして、それぞれの理容師・美容師は法律上の、衛生上の注意義務は当然持っているわけでありますが、しかし、分担ということになりますと、例えば消毒の問題、非常に重要でございますけれども、それについて、ちゃんと消毒器が機能しているかどうか、例えば紫外線の照射は大体 3,000 時間を超えますと急速に効力がなくなります。しかし、そういう管理をきちっとやっていかないと機能しない消毒になるわけですね。そういうことは是非御理解いただきたい。

○寺田衆議院議員 さっきからお話しいただいていることは全部、お一人のお店のときでも必ず必要になる話で、複数に増えたときのお話にはなっていないですよ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そういうふうに分業になりますと、どうしても間にすき間が出るわけですね。自分のやっていることさえよければいいということもあり得ますから。ですから、そういうことについて、全般的に衛生管理がきちっと行われているかの点検を誰かがする必要があります。横串をするということですね。それは是非必要だと思います。

○寺田衆議院議員 管理というものは必要だという視点に立つのであれば、ではどのような方が今講師としてやられているんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 講師は、医師、歯科医師、獣医師、それから薬剤師。

○寺田衆議院議員 公衆衛生のプロではないですか。管理をするんだと、すき間がないようにいろんな意味でマネジメントをするんだということを教えるのであればほかの方でもいいと思うんですけれども、教えられている方は、公衆衛生の一段上の発想の、立場の方から皆さん教わっているのでは、管理をするということの視点は抜けていると思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そういう方は都道府県の職員が多いわけですね。職員出身の方が。そういう方は環境衛生監視員で、現場で、保健所からお店に入って立入検査をしたり、そういう経験が豊富ですから、店の状況についてよく理解をしているわけでありまして。それを自分の体験も含めて受講者に話をして十分理解をしてもらおうと、そういう努力をいたしております。

○熊谷進行役 理容師・美容師の店舗の複数業務の間の動きというのを都道府県の職員が一番よく理解していると。だから講師としては適格だと。今の話を要約するとそういう話ですね。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 実践経験があるということですね。現場で。

○熊谷進行役 だったら、都道府県がわざわざここに委託しなくたってできるではないですか。

○説明者（厚生労働省） ちょっと実態についてお話しさせていただきます、

○熊谷進行役 ちょっと待ってください。今の話は避けて通れないですよ。それを都道府県の職員が一番わかっているというんだったら、何で各都道府県はこのセンターにみんな委託するんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） いえ、都道府県の職員がやっているというか、そういう資格を持った人が講師として選任をして、

○熊谷進行役 そういう資格という資格は何ですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） つまり、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師と同等の

知識を持った人、

○熊谷進行役 理事長、さっきおっしゃられたことは、複数での業務になったら業務の間にすき間ができるから、そこをしっかりと管理できる人をやらなくちゃいけないという話をされたのではないですか。それはどういう人がでは教えているんですかとお尋ねをしたら、医師とか歯科医師だという話をされたから、そういう人たちは本当に理容師・美容師業務の、複数、2人とは限らないですね。10人、20人となったときの業務のすき間とか衛生管理のすき間みたいなことをしっかりと教えられる方なんですかと重ねて寺田議員がお尋ねをされたら、そういうのが一番わかっているのは都道府県の職員さんで、そういう人が教えていますと言ったから、だったら、別に都道府県がここに委託される必要はないではないですかと、自前で都道府県の職員がやったらいいではないですかと言っているわけですよ。なんかおかしい。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） そもそもこれは衛生管理が主体になっております。それで、1人でやっている場合は、すべての責任は自己責任でできます。しかしながら、技術者が2人、3人という場合、コームだとか、あるいはかみそりだとか、自分の使ったものは自分できちんと衛生管理の責任を負えますが、例えば血のついたタオルとか、共有したやつ、あるいはそれぞれの消毒方法をどうやってやるかとか、それはこの管理者がやるわけでありまして、それから講師の適任性につきましては、今ちょっと理事長は少し説明不足だったんですが、その県の職員というのは保健所で実際に取り締まりをやった経験者、こういった方が主流でございます。

○亀井参議院議員 先ほどから議論を聞いておりますと、まず指導しなければいけないということは何よりも先に立っていて、指導しなければいけないから、2人からしか成り立たないのである、この研修は、という議論だと思うんですね。問題は、この講習の中身がどんなものであるか、必要なのか必要ではないのかという話で、例えば感染症であるとか、そういう専門的な内容ならば、やはり一人でその店をやっている場合でも、その一人の人はしっかりと知識を得なければいけないということだろうと思います。そして、内容がただ栄養バランスとか歩き方とかそういうことであるならば、これは必要ないのではないですかということになりますので、やはりまず指導しなければいけないというところから立て付けられている講習というのはちょっとおかしいなという感想を持ちます。いかがでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 私どものアンケート調査でも、この講習は非常に目からウロコであったと。必ずしも自分の店が十分な体制にはなってない。この際きちっと後輩にも伝えていきたい。そういうことを数多くいただいております。そういう意味の講習効果は十分上がっていると私は見ております。

○熊谷進行役 これは言葉が過ぎるかもしれないですけども、この研修、講習の内容で目からウロコだったら、資格取得のときにでは何やってたんだという話ですよ、それを言うんだったら。この講習の実際の中身ですよ。

○市川評価者 強制力についてちょっとお伺いしたいんですけども、では2人いる理容室において、もしこの資格を持たない理容室、持っている方がいない理容師の方が2人いて、持っていない場合はどうなるんですか。廃業ですか。

○説明者（厚生労働省） 2人ともお持ちでないということがわかれば、それは保健所の方から指導して、それから、指導に従わないような場合には閉鎖命令とか、そういったものが法律上位置づけられているところでございます。

○市川評価者 それは法律上ですね。では今までそれで業務停止に追い込まれた理容室は何店舗ありますか。例えば経年ごとに、この3年ぐらい、毎年どれぐらいあったか教えていただけますか。この件で。

○説明者（厚生労働省） この件での数というのは把握しておりませんが、過去にこれで閉鎖命令をかけて裁判になったりとかいったようなことがありまして、実際にそういうことをやっている事例はございます。

○市川評価者 いや、事例があるのではなくて、何例あったか、過去3年間ぐらいで事例を挙げてください。

○説明者（厚生労働省） 事例については今ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○市川評価者 でも、それ、おかしくないですか。今日この問題がこれだけ話題になるということがわかっていながら、この件について数字を持ち合わせてない。これだけ重要な案件でありながら、過去3年にわたって数字を持ち合わせてないっておかしいですね。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） ちょっと補足させていただきますと、理容所・美容所を開設する場合、幾つかの点を保健所に届け出をしないや、開設届けを出さなければいけないようになっております。その開設届けの中に、常時勤務する理容師・美容師が2人以上の場合は、管理理容師・管理美容師の氏名と、その資格を証明する書類、つまり、講習会の受講の写しを保健所に提出しなければならないようになっております。

○市川評価者 だから、それで営業停止になった店舗は何店舗ありますかと。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） いや、営業停止ではなくて、それで、その開設届けに基づいて保健所が現地調査に行きます。その現地調査でオーケーが出ないと店舗は開店できません。

○市川評価者 では、お父様、お母様が理容室を開業しておられて、お父様、お母様から代がわりをされました。で、もともと人を雇っていました。そのとき代がわりされたその御子息なりお嬢様が資格を持ってない場合はどうやって確認するんですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 開設届けに変更が生じた場合は、変更の届け出を保健所に提出しなければならないようになっております。

○市川評価者 では、何回も聞きますけれども、その届け出で何店、持っていないことによって業務停止が出たんでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 直接は私どもは、やっている方でございますので、その、

○説明者（厚生労働省） そういう形での閉鎖命令をかけたというのはちょっとここ何年かはないと思います。いろいろ指導はして改善をしたりとかいうのはあるかもしれませんが、そういったことはちょっと。

○市川評価者 ということは、これは持ってなくても実質上開業を続けられるということになりますね。

○説明者（厚生労働省） いや、開業は、開業する際にしっかり管理理容師・美容師の届け出を出していただきますので、そのときにだめだということであれば、それはストップをかけることになりますので、そこで担保がかかっているわけでございます。

○熊谷進行役 15分目途と申し上げて時間が近づいておりますので、シートの御記入と御提出をお願いいたします。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） 私、理美容業界の代表ということでお話をさせていただきますが、先ほど来お話ししておりますように、理容師・美容師の資格を取るまでに専門学校にまず2年間通って、美容師・理容師としての基礎的な実技、あるいは理論の勉強をして、国家資格を受験して試験に合格した者が美容師・理容師ということで名乗って勤めることができるわけですが、実際にはこの業界というのは、免許を取ってすぐ働いてもお客様にすぐ接触できるような業界ではありませんで、実際に免許取ってからいろいろな勉強が時間がかかるわけなんです。

そんな中で、3年間の実務経験を積んでから改めて衛生講習をこういう形で受けることで、それぞれ非常に業界の衛生水準は向上している。今まで、管理美容師の資格の認定講習が始まってから特にそうですが、大きな、感染症含めた事故ですとか、理容師・美容師を媒体としてのいろんな事故というのは起こってないということから考えても、我々業界としては、少なくとも実務経験3年積んだ者がもう一度この管理美容師・理容師の講習を受けるということは、消費者にとって安心・安全ということから考えたときにも非常に意味のあるものだと考えておりますので、是非これは継続していただきたいと考えます。

○寺田衆議院議員 ちょっと誤解されないようにお話ししたいんですが、公衆衛生の知識を積んでもらいたいということに関しては別に皆さん異論はないと思うんです。この制度の立て付けとして、2人以上になった場合にはこれを受けなさいと義務づけていて、かつ、その2人というのは、美容師さんの資格を持った資格者が2人以上になった場合にやりなさいということの整合性がないですねと。公衆衛生の勉強をするなということを私たちは言っているのではないということでは是非とも御理解ください。

○水上評価者 まずちょっと確認したいんですけども、この制度ができてから大きな事故はなかったという話なんですけれども、今の大きな事故というのは、例えばこれに起因してB型肝炎になりましたとか、そういう生命・身体に影響が及ぶような大きな事故という理解で大きな事故とおっしゃっていたという理解でよろしいですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） おっしゃるとおりですね。昭和の50年代に理容の、散髪の場合に、B型肝炎が、前のお客さんの感染者の消毒が悪かったために次のお客さんに感染してしまったケース、そういうB型肝炎の問題は過去にございました。

○水上評価者 これ、全部の事業者が現実としては持ってないんですね、この資格。全部の事業者が現実としては持ってないんですけども、全然起きなかった。つまり、この資格を持ってない、この講習を受けてないところは起きたけれども、この講習を受けたところは起きなかったというんだ

と、この講習、非常に意味があるなあということかと思えますけれども、受けたところも受けなかったところも起きなかった。起きなかったことは大変すばらしいことだけれども、起きなかった。どちらも起きなかった。とすれば、では本当にこの講習のおかげで起きなかったのかどうかはよくわからないというのがまず第一点。

次に、では小さいもの、例えばアレルギーですとか、あるいはかみそりでけがして切っちゃったというのは多分件数としてはあるんだと思えますけれども、これは今どれぐらい起きていますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） これは組合の関係の共済制度で損害賠償した実績が出ておりますが、例えば美容業の場合は、ヘアダイ液によって衣服が汚染される、こういうのは別であります。皮膚炎を起こす、それからやけどをする、アレルギーを起こす、それから刃物によってそれが失敗をする、そういうケースが毎年、理・美容合わせて 140 件から 150 件出ております。

○水上評価者 これはまず 1 人でやっているところと複数人でやっているところはその発生率にはどれぐらいの差がありますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 残念ながら、これ以上の情報は持ち合わせておりません。

○水上評価者 ではこの講習を受けたところと受けてないところでは発生率にはどのぐらいの差がありますか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 管理理・美容師は、過去、昭和の 44 年から 40 年以上やっております、それでも 60 万人の方が資格を持っておるわけですね。需給関係から言えば十分に、この法律が義務づけている 2 人以上の場合は需給関係に問題はないと考えております。

○水上評価者 私としては、今の御説明で、つまり、この講習自体の政策目的に対する効果というものは説明していただけなかったという判断をさせていただきますけれども、それでよろしいですか。

○説明者（厚生労働省） この制度については、今申しましたように、44 年からやっている、40 年代からやっているものですので、そういうことで定着をしておりますので、特段そういう形でのものは調べているわけではございませんので、既にこの制度というのは効果を上げているという評価を十分してもいいのではないかと考えております。

○熊谷進行役 何をもって効果を上げている。

○説明者（厚生労働省） 十分に、いや、当時、昭和 30 年代のころなどに、いろいろ問題があるだろうということで業界なども考えていましたけれども、その後この制度ができて以降、衛生水準の確保について十分な水準確保できるという状況になっているということで、既に定着してきているものでございますので、一応効果があるということで考えられると思います。

○南評価者 定着をしていることと、先ほどからの議論で、2 人以上というのが全然整合性がない。これはさておきまして、1 つだけお聞きしたいんですが、これは都道府県の指定によってこの研修センターが受注するというか、委託を受けるということで間違いないですか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） これはあくまで都道府県知事がどこを選んでもいいわけですね。だから、そういう意味では独占・排他的ではございません。現に熊谷先生がおられる

京都の美容は唯一外れております。しかし、これは全国統一的にやった方が格差がなくて、しかもレベルの高い教材、DVDを使い、また講師陣も充実し、そういうふうに、より意味があるものだと思います。

○南評価者 理事長、それは、先ほどの議論の中で、そういう統一を守るためにテキストの編集をするとかDVDを使うとおっしゃいませんか？ 全く矛盾していますね。というのは、私は何を言いたいのかというと、この専門学校というのは、養成機関、全国でどのぐらい、何機関ありますか。これは厚生労働省の方がご存じでしょうか。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 約 300 近くあります。

○南評価者 300 近くあって、そこには平均何時間、2 年間ですから、何時間の義務づけの講習があるのでしょうか。実習も含めて。恐らく千数百時間だと思いますが。最低でも。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） 2,000 時間の中で、衛生講習については約 100 時間、2 年間の理・美容専門養成施設では行っております。

○南評価者 では 100 時間の講義をするだけのスタッフは、すべての養成機関は自前でいるわけですね。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） これは専属職員の教員もおりますし、

○南評価者 それは勿論、当然のことながら、養成機関として認定しているんですから、きちっと教える方が 100 時間分確保されているということですね。常勤、非常勤に限らず。

○説明者（全日本美容生活衛生同業組合連合会） はい。

○南評価者 そちらで衛生管理をする、あるいは公衆衛生を含めた時間数は何時間ですか。この講習の。

○説明者（厚生労働省） 18 時間ですね。

○南評価者 100 時間に比べて 18 時間というのは何%でしょう。

○説明者（厚生労働省） これは就業経験 3 年以上積んだ上でやる形になりますので、かなり、18 時間やっても密度は濃いだろうと思います。

○南評価者 ですから、何ゆえに、こうして能力があるところがあるにもかかわらず、そちらの研修センターが全部の都道府県の知事の指定を受けて独占的にやらなきゃいけないのかというのがわかりませんし、その説明が、1 人か 2 人かというところの説明もうまくできてないし、全体的には質の差がないようにテキストの編集だとかDVDをおつくりになっているということは、もっとここは民間開放するということをしっかりと見た方がよろしいのではないのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） 民間云々の話でございますけれども、どこでやるかというのはそれぞれ、ある意味で、これも長年ノウハウを持っているところで、ここでやっているというのが非常に統一性もある内容もできる、質の高いことができるということで評価されて実施されているということだと思います。ほかに手を挙げてくるところがあれば、そこで指定がなされるということはあるかもしれませんけれども、いろいろメリットが大きいということでここでやられているということだと思います。

それからもう一点、ちょっと、1 人か 2 人の議論で恐縮でございますけれども、本来、1 人から

やった方がいいという御意見も勿論あるかと思いますが、ただ、1人でやっているということになると、これは非常に過重になるわけでございます。そういう意味で、特に絞って、大事なところは、2人以上でやるところでの衛生管理というのは非常に大事でございますので、そこにポイントを絞ってやっているというのが非常にこの制度の趣旨でございます。1人で行っている場合は、通常はベテランの方がやっているという形でございます。それは過去に管理理・美容師のもとで働いているような方でございますので、

○熊谷進行役 今のその話をされるのなら、1人でやっているところのうち、もともとこの管理理美容師・管理美容師の資格を持っている人が何割いるか言ってください。

○説明者（厚生労働省） そこは今現状持っておりませんが、ただ、通常、

○熊谷進行役 持っていない数字で何でほとんどそうだとと言えるんですか。何となくそんな感じだという話でしょう。厚労省の説明ってそんないいかげんな数字なんですか。

もう一つ言わせてもらいますけれども、統一性がある、質が高い、ここがやるのがいいという話ですが、京都は違います。京都は違うことやっているのが、統一性が欠けていて、質が低いだなんて言われるような筋合いはありませんよ。僕は京都の代弁をしにここに来てわけではないけれども、では京都府は、ここではないところをいつから、どういう理由でやっているか、ここでちゃんと説明をしてください。

○説明者（厚生労働省） 別に、京都がしっかり、我々としてやっている、

○熊谷進行役 事実を端的に説明をしてください。

○説明者（厚生労働省） 事実としては、この制度が昭和 43 年度からできてから恐らくやっているのではないかと思います。ただ、過去に都道府県自らがやっている時期がありましたので、それから業務委託をするような形になったりしていることもありますので、ちょっと今、何年度からやっているというのは手元に持ち合わせておりません。

○熊谷進行役 どこにやっていて、そこが統一性が欠けるからこういう問題点があるとか、質の担保の面でこういう問題点があるとかいう話をされない、ここでやっている残りの 47 都道府県のやっていることが統一性がある、質が高くていいことですよということを客観的に評価する話にはならないですよ。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 私は京都のことを言っているわけではなくて、

○熊谷進行役 だって京都だけ違うんだもの。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） 京都以外のところが、私どもが強制をしてないにもかかわらず、今までの負担とか、いろんな負担が、

○熊谷進行役 いや、そのことを理事長が評価されて、自分たちはそういうふうには評価されるとおっしゃっておられることと、厚労省の方が、統一性がある、質が高いということと言われることは全然次元が違いますからね。これはだから理事長に聞いているのではなくて、厚労省に聞いているんです。

○説明者（厚生労働省） 京都はある意味で自前でやっていく自信がある、やっておられるということとやっておられるんだと理解しています。そのほかの都道府県については、ここに委託をする

方が、コスト面でも、いろんな質を確保していく面では、その方がいいだろうという判断でやっている、こういうふうに理解しております。

○熊谷進行役 まとめに入りたいんですが、最後、一言だけで。

○菊田衆議院議員 やはり今回議論を通して見えてきたことは、本当に誰のための、そして本当に喜ばれる、中身の濃い、そして意義ある講習なのかどうかということだと思います。なんかその講習をやるのがずっと先にありきで、本当にその講習を受けられた方がどういう感想を持って、これならもっと受けたい、もっと受けさせたいというふうになるのかどうか、そういったこともやはり客観的によく精査をしていただかないと、当初の昭和 30 年代後半に始まったというこのときの時代背景と今では、物すごい競争の中でみんな努力をしているんな知識を得ながらやっているわけですから、なんかこう上から無理やり押しつけられてやっているというのが現場の声の本当の姿ではないかなと思います。

○説明者（理容師美容師試験研修センター） さっきアンケートの一部を御説明いたしましたが、私自身も現場で若い人にいろいろ聞いております。やはりそういった方は、これから店が任せられる、新しく出店をする、そのためにこの講習が非常に有効であったということもありますし、これから新規に独立して新規開業をすると、そういうステップアップの重要な動機であり、また希望の研修でも私どもはあるのではないかと、これからもその期待に十分こたえてまいりたいと、そのように考えております。

○熊谷進行役 済みません。僕が時間を取ってしまいました。最終的な取りまとめを寺田議員からいただきます。

○寺田衆議院議員 この指定講習事業に関しまして、8 名の方から御評価をいただきました。権限付与自体の廃止が 7 名、見直しが 1 名、見直しの 1 名の中は、その他で、講習内容を見直すべきという御評価でした。見直しが 1 名いらっしゃいますが、権限付与自体の廃止にマルをつけられた方の意見とほぼ同一です。

基本的に、公衆衛生の理解を深めるということに関して皆さんは何ら疑問は持っておりません。ただ、この講習制度の立て付け上、2 名になったら取らなければいけないということの合理性が、やはり今御説明いただいた中では全く理解できませんでした。

ですので、公衆衛生に関して事前に、資格を取るときに、資格というのは、理容師であり美容師の資格を取るときにより一層やられるのはいいと思いますけれども、わざわざ 2 人になるときにはこれを受けなければならないと義務づけること自体は、私たち仕分けグループとしては理解できないと、そういうことをもちまして、権限付与自体の廃止という結論にさせていただきたいと思います。

○熊谷進行役 それでは、この指定講習事業については、権限付与自体の廃止という結論で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○説明者（理容師美容師試験センター） もともと権限付与されてないんですが。

○寺田衆議院議員 権限付与、シート上の書き方なのでそういうような答えになっていますけれども、この制度自体を見直してくださいと。2 人になったら取らなければならないという制度自体に

対して、皆さん強い疑問を持っているということですので、そういう意味においては、制度設計を変えてくださいと。法律改正になると思いますけれども、そこを十分厚労省としても議論してくださいということです。

○熊谷進行役 ですので、ちょっとこれはイレギュラーですが、センター側ではなくて、国の制度としての立て付けという結論ですので、その理解をお願いいたします。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

